

一般財団法人 Y S 市庭コミュニティー財団助成金 応募要項

応募要項の主旨

日々の暮らしの中で私たちは皆、何らかの集団やコミュニティーに属しているかと思えます。そのコミュニティーでよりよい生活を過ごせるようにお互いの意思疎通を円滑にし、相対的な意思の合意形成を心がけるようにしている筈です。

早いもので当財団活動は10年を経過し、その間、様々な課題に取り組むNPO活動を拝見することができました。皆様方のNPO活動を俯瞰すると、社会の様々な分野にNPO活動が浸透し地域の有力な基盤の一つになっていることが分かります。

こういった状況を考えると、当財団は地域コミュニティーを支えている方々の理解と支援をさらに頂けるようなNPO活動を展開する方々を、応援したいと考えています。

地域コミュニティーの課題を見つけるためには

- ① 地域コミュニティーの一員として活動している過程で見てきた地域コミュニティーの課題と今後の展望、施策等に基づくNPO活動を再考する
- ② 地域コミュニティーのあり方を再度見直し点検し、コミュニティー資源の発掘、新たな道や再生、修復の道筋を示すNPO活動を考える

地域コミュニティーの日々の暮らしの断面にNPO等の取り組みが役立つようになることが重要なポイントになってくると考えております。

1 助成対象分野と活動内容

助成対象の分野は、地域と暮らし・環境・文化・芸術・スポーツなど広く含むこととし、活動内容は、下記に共鳴するコミュニティーづくりを行うNPO法人等及び団体等によるコミュニティー活動とします。

- 1) コミュニティー振興及びまちづくりに関する事業
- 2) 社会教育及び文化・スポーツに関する事業
- 3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

具体的には、上記目的の達成や事業内容に沿った地域活動、社会教育推進、体験学習等への助成を行います。日々の生活を改善しつつ、人々が活気に満ち、地域再生、自然体験、暮らし・文化芸術の発展、運動機会の創出、社会的孤立の解消、読書・子どもの学び応援などといった、多様な価値観を理解する社会形成等に寄与し、社会の一隅を照らすNPO活動を応援したいと考えます。

<注意点>

助成活動で講演会・セミナー・イベント・学級講座等の三密行動「密閉・密集・密着」を伴う活動は、デジタルシステム等の活用も配慮してください。

2 対象の団体の要件

この助成事業は、下記の要件を満たす団体を対象とします。ただし、団体の目的や活動の内容が、政治・宗教などに偏っている場合を除きます。

- (1) コミュニティー活動をする団体
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) 日本国内外を対象に活動する日本国内の団体
- (4) 設立や運営に企業が主体的に関わっていない団体
- (5) 団体の法人格の有無や種類は問わないが NPO 法人等を当面優先する。

継続助成団体について

前年の助成の目的を達しつつあり、さらなる助成により発展が期待される活動に対して、選考委員会が審査し助成を行います。

また、継続助成の対象団体は以下の通りです。

- (1) 継続2年目助成は、前年度助成を受けた団体
- (2) 継続3年目助成は、2年継続助成を受けた団体
- (3) 前年度の助成の目的を達しつつあり、さらに発展した課題に対し助成を受けることにより活動がより期待される団体については、翌年度以降も選考委員会の審査を行ったうえで継続して助成を行います。

3 助成の内容

1) 募集助成事業

- ① コミュニティー振興及びまちづくりに関する事業
- ② 社会教育及び文化・スポーツに関する事業
- ③ 防災講座・防災シミュレーション体験講座・お料理体験等の各種体験講座
- ④ 体験学習（職場体験等）に関する事業

2) 助成総額 1,500万円程度（原則、継続助成団体を含める）
総額くくりとし、各カテゴリー枠は中止します。

3) 助成件数 20～30件程度

- | | |
|-----------|---|
| 4) 助成金の使途 | 助成金は活動助成金により構成されます。
(活動助成金)
活動を推進する上で必要な費用です。 |
| 5) 助成期間 | 2024年10月1日から2025年9月末 |
| 6) 継続助成 | 前年の助成の目的を達しつつあり、さらなる助成により発展が期待される活動に対して、各段階への応募と選考により継続的な助成を行います。 |

4 選考方法

選考は応募書類に基づく書類選考とし、選考委員会において、以下の選考基準に基づいて行います。選考の過程で、面接、追加資料の提出、団体責任者への問い合わせなどのご協力をお願いする場合があります。

(選考基準)

- ・意欲性 意欲のある多様な人々の参加する活動であるか
- ・地域性 地域に根ざした活動であるか
- ・社会性 社会に目を向けた活動であるか
- ・先駆性 独自性、新しい試みのある活動であるか
- ・公開性 その過程や成果が公開される活動であるか
- ・発展性 継続して行われ発展が期待できる活動であるか

5 選考結果

選考結果は、9月下旬までに全ての応募者にメールまたは文書にて連絡します。

6 助成の決定後の助成金の支払い

- 1) 活動助成金は2024年10月上旬までに(事業開始時)助成金の半額支払い、原則として、事業の中間時以降、残りの半額をお支払いいたします。
- 2) 国および地方公共団体等から、活動自粛要請が継続的に発令されている等の理由により、活動を停止、縮小、延期せざるを得ない場合は、助成金の返還請求(一部もしくは全部)、支払いの繰り延べをすることがあります。

7 応募書類受付期間

2024年6月10日(月)から7月31日(水)まで(当日消印有効)

8 応募要項・応募用紙の入手方法

応募要項・応募用紙は、当財団ウェブサイトよりダウンロードできます。

URL : <http://ys-ichiba.org/>

助成金交付要綱 (Word・PDF)

助成金応募要項 (Word・PDF)

助成金交付申請書関係書類一式 (Word・PDF)

※助成対象経費に関しては、助成金交付要綱をご覧ください。

9 応募用紙の送付・問い合わせ

応募書類とそのコピー2部の計3部を下記までご郵送下さい（郵送のみ、持参不可）。

なお、ご送付いただいた応募書類は複写して使用しますので、両面コピー、ホチキス止め、2つ折りはしないでください。

また、お送りいただいた書類は返却致しませんので、コピーをとっていただくなどご注意下さい。

【応募用紙の送付先】

〒107-0051 東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー19F

太陽グラントソントン税理士法人 気付

YS市庭コミュニティー財団 事務局

電話：03-3325-7254

10 個人情報の取り扱いについて

当財団へ応募を通じて皆様からお預かりする個人情報は厳重に取り扱い、当財団の運営並びに関連する目的に限って使用します。

助成対象となった団体については、団体名・代表者名・所在都道府県名・プロジェクト名・助成金額・活動概要・拠点活動場所等を公表させていただきます。

その他、当該業務に必要な範囲で一部業務を外部委託する場合を除き、個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはいたしません。